

公共職業訓練を欠席した場合の手当の支給に関する調査の結果

〔令和元年 8 月 6 日付け
厚生労働省政策統括官宛て総務省行政評価局長通知〕

九州管区行政評価局が、公共職業訓練を欠席した場合の手当の支給に関する調査（別添）を実施した結果、下記のとおり、訓練をやむを得ず欠席した受講者に対する手当の支給について、改善する必要があると認められるものがありますので、通知します。

なお、これに対する改善措置等については令和 2 年 3 月 31 日までに御回答ください。

記

雇用保険の公共職業訓練では、都道府県労働局等によって、訓練を欠席しても手当が支給される「やむを得ない理由」の解釈に差が生じている。例えば、乳幼児の健康診査や予防接種に付き添うために訓練を欠席したケースでは、手当が支給される場合と支給されない場合がみられた。この原因として、厚生労働省が、都道府県労働局からの疑義照会に個別に対応するのみで、全機関に周知していないことが考えられる。

一方、雇用保険を受給できない求職者を支援する求職者支援制度では、都道府県労働局からの疑義照会に対し質疑応答集を作成し全機関に配布するなどし、訓練を欠席しても手当が支給される「やむを得ない理由」の解釈の統一を図っている。

公共職業訓練を欠席しても手当が支給される「やむを得ない理由」に係る判断は、受講者の生活の安定等のために支給される手当の金額に直接影響するものである。したがって、厚生労働省は、手当の受給の妥当性及び公平性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 労働者を取り巻く環境の変化を踏まえ、求職者支援訓練における取組を参考に、都道府県労働局からの疑義照会に対する回答を整理し、業務取扱要領の「やむを得ない理由」を隨時見直すこと。
- ② 判断の統一を図るため、都道府県労働局及び公共職業安定所並びに公共職業訓練受講者の出欠に関する証明を行っている訓練施設に対し、当該内容を周知徹底すること。